

平成 年 月 日

様

[加入者番号]

[生年月日]

〒442-0001

愛知県豊川市千両町下野市場35-1

シロキ工業企業年金基金

## 脱退一時金請求手続きのご案内B（加入期間20年以上）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、あなたは、平成 年 月 日付で当基金の加入者資格を喪失されましたので、脱退一時金の受給権を取得されました。

つきましては、お手数ではございますが、脱退一時金の受取方法に応じて下記書類をご作成のうえ、当基金宛てご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### （脱退一時金額）

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 基金一時金の額（脱退時支給額）           | 円   |
| 会社一時金の額（脱退時支給額）           | 円   |
| 老齢給付金20年有期年金の額            | 円/年 |
| * 60歳から20年間の支給（20年以降は、廃止） |     |
| ・算定基礎期間（ 年 月 日～ 年 月 日）    | ヶ月  |

### （提出書類）

#### 1. 退職時に脱退一時金を受ける場合

脱退一時金 基本プラスアルファ一時金 裁定請求書

住民票

退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書

退職所得の源泉徴収票

（本年中に他の退職金の支払がないときは不要です。）

企業年金基金加入者証

#### 2. 脱退一時金を繰下げる場合

脱退一時金支給繰下げ届

・退職時に「脱退一時金」を受けないで、「繰下げ」を行なう。

\* 「繰下げ」は、60歳に達するまで可能です。（繰下げ中は、いつでも一時金請求可能。）

また、繰下げにより60歳に到達した場合には、脱退一時金に代えて老齢給付金

（20年間の有期年金）を受けることも出来ます。

企業年金基金加入者証

以上